

- 1 地方公共団体の長である知事が、議会で可決された議案に対して、一定の範囲で異議を唱えたり再議を求めたりする権限を何という？

- 2 地方公共団体の議会を構成し、条例の制定や予算の決定を行うために住民から選ばれた代表を何という？

- 3 地方公共団体が定めた条例が国の法律と矛盾・対立している場合、その規定はどうか？

- 4 自治体が住民から自ら徴収する税金と対比される、所得税や酒税のように国が徴収する税金を何という？

- 5 地方交付税のように、使い道が定められておらず、自治体はその地域の判断で自由に使うことができる財源を何という？

- 6 地方議会が首長に対して「この人にはもう任せられない」として出す決議を何という？

- 7 地方自治体ごとの税収格差を埋めて、どの地域でも一定水準の行政サービスを受けられるように国が配分するお金を何という？

- 8 住民が首長や議員の解職を求めるなど、政治に直接参加して地方自治を支える権利の総称を何という？

- 9 首長と議会が対等な関係を維持する中で、議会が首長に対して不信任を突きつける仕組みを何という？

- 10 議会が否決した予算案や条例案に対し、首長が議会に対して再度の審議を求める権限を何という？

- 11 住民が自らの意思で地域の政治を行う地方自治の基本理念であり、憲法に定められた原則を何という？

- 12 地方自治において、解職請求（リコール）が受理された後、住民が直接参加して解職の是非を決定する手続きを何という？

- 13 地方公共団体において、都道府県と市町村という2つの階層に分けて行政を行う仕組みを何という？

- 14 住民税や固定資産税のように、都道府県や市町村が住民などから集める税金を何という？

- 15 特定の自治体における重要な政策課題について、住民が直接賛否を投じる仕組みを何という？

- 16 地方議会によって制定される、その地方独自のルールのことを何という？

- 17 住民が投票によって、地方公共団体の長を自ら選ぶ仕組みを何という？

- 18 住民が地方自治体の首長などの解職を求める権利を何という？

- 19 地方議会と対等の立場で、行政の運営を監視しチェックし合うために住民から直接選ばれる地方自治体の責任者を何という？



① 書く
鉛筆で答えを書く

② 隠して言う
赤シートで赤字を隠す。白黒なら右の列を折る

③ 印を付ける
言えたら□にチェック

問	解説	▼ここで折る	答え	言えた
1	拒否権 は、議会が可決した条例や予算などの議案に対して、首長が再議を求める権限です。		拒否権	☐
2	議員 は、地方議会の構成員として予算の承認や条例の制定、行政事務の監視などを行います。		議員	☐
3	もし条例の内容が国の法律と矛盾している場合、法律の優位性が認められ、その条例の規定は法的効力を持たない「 無効 」なものとして扱われます。		無効	☐
4	国税 は、国が法律にもとづいて集め、国の予算として使う税金です。		国税	☐
5	地方交付税は、自治体が自由に使い道を決められる「 一般財源 」の一種です。		一般財源	☐
6	不信任決議 は、議会が首長を信頼できないと判断した際に行う議決です。		不信任決議	☐
7	そこで、国が一定の基準に基づいて、税収の少ない自治体へ 地方交付税 交付金を配分します。		地方交付税	☐
8	直接請求権 は、住民が一定数の署名を集めることで、条例の制定・改廃の請求、事務監査の請求、議会の解散請求、首長や議員の解職請求などを行う権利です。		直接請求権	☐
9	不信任決議 が可決されると、首長は10日以内に議会を解散するか、失職するかを選択しなければなりません。		不信任決議	☐
10	首長が議会の決議に不服がある場合、あるいは執行できないと判断した場合に「 再議 」を要求できます。		再議	☐
11	地方自治の本旨 とは、「住民自治」と「団体自治」の2つから成り立ちます。		地方自治の本旨	☐
12	住民から一定数以上の署名が集まって請求が受理されると、その自治体で 住民投票 が行われます。		住民投票	☐
13	この仕組みを 二層制 と呼びます。		二層制	☐
14			地方税	☐
15	住民投票 は、間接民主制を補完するものとして機能します。		住民投票	☐
16	条例 は、地方公共団体が地方自治の目的のために制定するもので、地域の環境保全、公共施設の利用基準、教育方針など多岐にわたります。		条例	☐
17	直接選挙 は、都道府県知事や市町村長、議会議員を住民が直接投票によって選出する仕組みです。		直接選挙	☐
18	解職請求 （リコール）は、首長や議員が住民の期待に沿わない政治を行っている場合に、有権者が署名を集めて行う解職の請求です。		解職請求	☐
19	都道府県知事や市町村長など、地方公共団体の長を 首長 と呼びます。		首長	☐

言えなかった用語ノート